

平成 29 年 10 月 吉日

宮城県知事選挙立候補予定者 様

NPO 法人 ふうどばんく東北 AGAIN  
代表理事 地主雅信

〒981-3341  
宮城県富谷市成田 8 丁目 1-1  
電話 022-779-7150  
FAX 022-774-1410

**宮城県知事選挙立候補予定者の皆さんにお尋ねいたします  
生活困窮者支援にかんする公開質問状の送付について  
(回答のお願い)**

謹啓 時下、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素より生活困窮者支援へのご尽力に感謝申し上げます。

私ども、NPO 法人 ふうどばんく東北 AGAIN は、9 年前に生活困窮者支援団体、福祉団体、食品業者、大学教授などの市民で結成し、これまでフードバンク活動をとおして生活困窮者への食糧支援と、専門機関と連携をとりながら生活の包括的支援を続けております。昨年度の食糧支援は、延べ 1 万名をこえました。

この度、私どもは宮城県知事選挙に向けて、各立候補者が生活困窮者に対してどのような政策をお考えになっておられるかをお尋ねしたく、また、有権者に対して投票を決める参考資料として提供するために、別紙の通り生活困窮者支援に関する公開質問状を行うこととなりました。

貴方にはお忙しいところ誠に恐縮ですが、添付しました資料も参考にして頂いた上で公開質問状にお答え頂きたいお願い申し上げます。

なお、この公開質問状につきましては、全ての立候補者をお願いしており、その回答を一覧として取りまとめ、私たちの会員・関係者へ配布致します。また、一般の有権者にも情報を提供するために当団体ホームページ上での公開や、マスコミ配布を予定しておりますので何卒ご了承下さい。

最後に、お忙しいこととは思いますが、なるべく早く公開質問状にご回答いただき、ファックスにて返信くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 公開質問状

### Q 1 生活困窮者への施策全般について

まず、この4年間の宮城県の生活困窮者・世帯への施策についての評価をお聞きしたいと思います。困窮者・世帯への施策が前進した部分、まだまだ取り組まなければいけない部分等々、できるだけ具体的にお聞かせ下さい。

その上で、今後4年間における生活困窮者・世帯への施策について、どのように取り組まれていかれるおつもりなのかを、以下の選択肢の中から選び、具体的にご見解をお聞かせ下さい。

Q1-2 この4年間における困窮者・世帯施策が、これまでより進んだと思われますか？

(該当するものに○をお付け下さい)

1. 前進した
2. どちらかといえば前進した
3. どちらかといえば前進していない
4. 前進していない
5. どちらともいえない
6. その他

【具体的な選択理由】

Q1-3 これからの4年間で困窮者・世帯施策を進めていく考えはありますか？

(該当するものに○をお付け下さい)

1. 大いに前進させていく
2. 前進させるつもりである
3. 現状程度で実施していく
4. 優先順位としては低い
5. どちらともいえない
6. その他

【具体的な選択理由】

## Q 2 生活困窮者自立支援制度による生活・就労支援の相談対応について

宮城県では、2015年4月1日に施行された生活困窮者自立支援制度にもとづき、生活に困窮している方の相談に対しワンストップで対応する相談窓口を開設しており、HPではその支援の方法について「相談支援窓口において、電話及び来所による相談を受け付けるほか、巡回相談や自宅訪問等により相談を受け付け、必要な支援を実施します。」と書かれています。

これまでの宮城県の相談対応について前進した部分、まだまだ取り組まなければいけない部分等々、できるだけ具体的にお聞かせ下さい。その上で、今後4年間の施策で、どのように取り組まれていかれるおつもりなのかを、具体的にご見解をお聞かせ下さい。

## Q 3 子どもの貧困にかんする施策について

いまや国民全体の相対的貧困率は16.1%（厚生労働省「国民生活基礎調査」2012年）と増加し続けており、その中で平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合を示す「子供の貧困率」は、2012年に16.3%と過去最悪を更新して以来、今も一途をたどっています（厚生労働省「平成26年度発表」16.3%）。

これまでの宮城県の施策の評価を、前進した部分、まだまだ取り組まなければいけない部分等々、できるだけ具体的にお聞かせ下さい。その上で、今後4年間の施策で、どのように取り組まれていかれるおつもりなのかを、具体的にご見解をお聞かせ下さい。

## Q 4 東日本大震災における被災困窮者への施策について

宮城県の生活保護受給世帯数は、東日本大震災後に被災者への支援制度や義捐金の給付などで一時減ったものの、支援の打ち切りとともに増加に転じている状況にあり、2017年2月時点で21,082世帯を突破し、昨年度の過去最多記録を今も更新し続けています。

被災困窮者への施策について、これまでの宮城県の施策についての評価を、前進した部分、まだまだ取り組まなければいけない部分等々、できるだけ具体的にお聞かせ下さい。その上で、今後4年間の施策で、どのように取り組まれていかれるおつもりなのかを、具体的にご見解をお聞かせ下さい。

## Q 5 基本的人権である生活保護受給の権利について

日本の憲法の第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とあります。そのことから、セーフティネットの基礎となっている生活保護です。

現在、日本の世帯数は約5300万世帯ですから、貧困率が16%だとすると約848万世帯が貧困状態にあると考えられます。しかし2016年7月時点の生活保護受給世帯数は163.5万世帯となっており、貧困世帯のうち生活保護を受給できているのは、約20%弱に過ぎないという計算になります。さ

らに生活保護の受給については、給付を抑制する方向で改革が進められています。2014の7月に施行された改正生活保護法では、保護を受けるハードルが従来に比べて格段に高くなっています。

この状況に対する評価とお考えをお聞かせ下さい。その上で、今後4年間の施策で、どのように取り組まれていかれるおつもりなのかを、具体的にご見解をお聞かせ下さい。

## Q6 生活困窮者自立支援法にかんする取組みについて

2015年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、2年が経過しました。この法律は、生活困窮者の自立を支援するためのものであり、自治体は自立相談支援事業を行うことになっており、生活困窮者がワンストップで相談できる窓口の設置が義務付けられています。

また、生活困窮者が就労できるよう各種支援や、失業などにより一時的に住む家を確保できない人のために、家賃を補助する制度も盛り込まれました。

しかし、まだまだ広報は十分にされているとは言えず、制度の内容や相談窓口が一般市民に伝わっていない状況があります。

これまでの宮城県の施策について前進した部分、まだまだ取り組まなければいけない部分等々、できるだけ具体的にお聞かせ下さい。その上で、今後4年間の施策で、どのように取り組まれていかれるおつもりなのかを、具体的にご見解をお聞かせ下さい。

## Q7 行政による課を越えた連携支援のあり方について

生活困窮者が抱えている背景には、心身の障害、失業、家族の介護、一人親、病気など、複数の問題が絡み合った状況があります。そういったことから、障害、雇用、介護など、既存の行政の各課を超えて制度を連携させた支援が必要になってきます。

この実施のために各分野の部局を超えた協議機関を設けている自治体は6割に留まっております。生活困窮者支援は福祉分野の特別な業務と見なされがちですが、福祉と雇用の連携など、これまでの縦割り行政の克服をおこない、課を越えた連携のあり方への転換は必要不可欠です。

これまでの宮城県の施策について前進した部分、まだまだ取り組まなければいけない部分等々、できるだけ具体的にお聞かせ下さい。その上で、今後4年間の施策で、どのように取り組まれていかれるおつもりなのかを、具体的にご見解をお聞かせ下さい。

## Q8 生活困窮者の早期発見への取組みについて

支援が必要な生活困窮者を早期に発見し支援することは重要です。生活困窮者は自ら支援を求めないことも多く、窓口で待っているだけでは地域の生活困窮の実態はつかめません。

相談支援の窓口と税、保険・年金、子ども家庭の部局、民生委員などの相互のつながりを密接にして、税や保険の滞納があたり子育て世帯が経済的に行き詰まっている時、本人が希望するならば相談支援の窓口につないで早期に支援を開始することが求められます。

これまでの宮城県の施策について前進した部分、まだまだ取り組まなければいけない部分等々、できる

だけ具体的にお聞かせ下さい。その上で、今後4年間の施策で、どのように取り組まれていかれるおつもりなのかを、具体的にご見解をお聞かせ下さい。

## Q9 フードバンク活動支援助成について

私たち、NPO 法人 ふうどばんく東北 AGAIN が平成 28 年度に食糧支援した延べ人数は、1 万名を越えました。これは、生活困窮者への支援の面からみても、また食品ロスの面からみても、非常に意義のある、大きな成果を達成したと言えると思います。その内、被災困窮者への食糧支援は述べ 2,679 名にのぼり、その数は全体の 48%になります。この数字をみても、東日本大震災から6年が経過する今もなお被災者の生活は厳しい状況にあるのが見て取れます。一方で、被災していない生活困窮者への支援数も述べ 2,322 名にのぼっており、その数は被災困窮者とほぼ同じの 42%になります。つまり、生活困窮は、被災者の方がやや多いものの、いまや全体的な社会現象と見ることができます。また、宮城県の生活保護受給者世帯数は2万世帯を超え、過去最多を更新している状況です。

もう一つ、支援記録を通して浮き彫りになったことに、子どもの貧困があります。当団体が支援した 20 歳未満の貧困者の割合は全体の 20%にのぼりました。この数は、日本全体の子どもの貧困率 16.3%をはるかに上回る数となっております。以上の状況からも、当フードバンクの意味は非常に大きいものと改めて強く実感しました。また、少ない人員の中で、より効率的に食糧を必要としている方へお届けできるように、被災者支援や生活困窮者支援、子ども食堂、子どもの学習支援、シェルター、炊き出しをおこなっている団体と連携をとり、それらの団体を通して、個人の方々へ食糧をお届けしております。今では、連携団体の数は、98 団体にのぼります。

以上の当団体の平成 28 年度の活動報告からも、当団体による生活困窮者への食糧支援活動の重要性がお分かりになるかと思えます。また、いまや生活困窮の課題は社会問題となっており、早急に取り組む必要がある重大な課題であることもお分かりになるかと思えます。そういったことから、本来であれば、食糧支援という最終的なセーフティネット支援は国や自治体を中心となって実施する必要がある社会保障でもあると考えております。当団体はこれまで、寄付金と補助金と会費のみで活動してきましたが、それには限界があります。

つきましては、フードバンク活動への助成金の給付や、その他負担軽減策の検討を強く願いますが、そのような施策を実施していただけますでしょうか。具体的にご見解をお聞かせ下さい。

以上